

改正	昭和30年4月1日条例第3号	昭和33年2月25日条例第1号
	昭和35年3月31日条例第6号	昭和35年3月31日条例第9号
	昭和45年3月31日条例第11号	平成元年4月1日条例第24号
	平成12年3月10日条例第5号	平成18年12月20日条例第34号
	平成23年12月28日条例第36号	平成27年3月27日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項および第23条第1項の規定にもとづき、消防団の設置、名称および区域、非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員ならびに消防団員に関する任用、給与、分限および懲戒、服務その他身分の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置、名称および管轄区域)

第1条の2 青梅市に消防団を設置する。

2 消防団の名称および管轄区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 青梅市消防団
- (2) 管轄区域 青梅市全域

(消防団員の種類)

第1条の3 消防団員の種類は、基本団員および機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。
- 3 機能別団員は、消防団長（以下「団長」という。）が定める特定の消防事務に従事する消防団員とする。

(任命)

第2条 団長は消防団の推薦にもとづき市長が任命し、その他の基本団員は団長が次に掲げる要件を満たす者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 市内に居住し、もしくは勤務する者または団長が特に必要と認める者
- (2) 年齢満18歳以上の者
- (3) 心身ともに健康な者

2 機能別団員は、団長が次に掲げる要件を満たす者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 前項各号に掲げる要件を満たす者
- (2) 消防団退職者で基本団員として消防事務に4年以上従事した経験を有するもの

(定員)

第3条 消防団員の定員は、673人とする。

(任期)

第4条 団長および副団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された団長および副団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第8条および第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第6条 消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないときは、任命権者は、これを免職することができる。

(失職)

第6条の2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 所在不明となつたとき。
- (3) 第2条第1号に掲げる要件を欠くに至つたとき。ただし、団長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 第5条第1号または第2号の規定に該当するに至つたとき。

(退職)

第7条 消防団員を退職しようとするときは、あらかじめ、文書をもつて任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、これに対し懲戒することができる。

- (1) 消防団に関する法令、条例または規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠つたとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があつたとき。

第9条 前条の懲戒は、次に掲げる区別により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(宣誓)

第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

(服務)

第11条 消防団員は、団長の招集によつて出動し、服務するものとする。

2 招集を受けないときであつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、ただちに出動し、服務しなければならない。

(出動した場合の注意)

第12条 消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

- (1) 消防団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、迅速かつ適切に行わなければならない。
- (3) 分団は、相互に連絡し、協調しなければならない。

(消火、水防等の活動)

第13条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団員は、設備、機械器具および資材を最高度に活用して生命身体および財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災その他の災害の防御および鎮圧に努めなければならない。

(規律)

第14条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであつてもみだりに建造物その他の物件を毀損してはならない。
- (2) 消防団または消防団員の名義をもつてみだりに寄付を募集し、または営利行為をしてはならない。
- (3) 消防団または消防団員の名義をもつて政治運動に関与し、または他人の訴訟もしくは紛議に関与してはならない。
- (4) 市民に対し常に水火災その他の災害の予防および警戒心の喚起に努め、災害に際しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならない。

(給与)

第15条 消防団員に対しては、その勤務に応ずる手当を支給することができる。

2 前項の給与の額については、別に条例で定める。

(表彰)

第16条 消防団または消防団員がその任務の遂行に当たつて功労が特に拔群である場合または訓練の成績等が特に優秀なとき、もしくは消防団員が勤続3年以上に及びその間の成績が特に優秀なとき

は、市長または団長が表彰することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和27年4月1日から施行する。

付 則 (昭和30年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和33年2月25日条例第1号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

付 則 (昭和35年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

付 則 (昭和35年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

付 則 (昭和45年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定中定員にかかる部分は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月10日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗(こう)弱を原因とする準禁治産者の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者にかかる青梅市消防団に関する条例の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年12月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年12月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月27日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条および第2条の規定は平成27年4月1日から施行し、第3条および第4条の規定は平成28年4月1日から施行する。